平成２７年（フ）第１０２３号
東京都八王子市大和田町７丁目１番５号ライオンズマンション八王子第６　306号
債務者　大坂　涼太
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５８号
東京都府中市緑町１丁目20番地の３清澄荘104
債務者　野林　義博
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
長崎県松浦市御厨町里免525番地２、従前の住所長崎県松浦市調川町下免612番地４　調川宮ノ前団地２棟201号
債務者　山本　明子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１１１０７号
東京都八王子市台町３丁目16―26―206
債務者　小関　可奈
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２３３号
東京都新宿区中落合１丁目20―２―202
債務者　土屋　　正
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５１号
東京都東村山市野口町４丁目13番地39ロイヤルガーデンD
債務者　浅見　　偉
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１８７号
佐賀市栄町６番12号
破産者　株式会社グローアップ
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
佐賀市鍋島町大字八戸3143番地
破産者　株式会社三栄車輌工業
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
千葉県松戸市小金原４丁目16番地の１　雇用促進住宅栗ケ沢宿舎４棟201号
破産者　草間　達也
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６９号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目10番37号
破産者　日高　博之
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３号
山形県新庄市五日町1808番地
破産者　小島百合子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第７１号
群馬県太田市内ケ島町1322番地の５
破産者　有限会社アドニヒス
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１８１１号
名古屋市中区栄１丁目７番25号
破産者　株式会社ＳＫＹＰＬＡＮＮＩＮＧ
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３３号
名古屋市守山区大字下志段味字池段寺955番地
破産者　有限会社統営
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０５８号
大阪市中央区南本町２丁目１番１号　本町サザンビル405号
破産者　ＪＣ株式会社
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５６号
大阪市城東区永田２丁目６番12号
破産者　城東営繕株式会社
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６６号
大阪府守口市日吉町２丁目３番４号　神戸ビル１Ｆ
破産者　有限会社平三商店
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０８号
神戸市兵庫区東山町２丁目12番２―２号
破産者　株式会社Ｐｅｇｏ
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部